

会報

# あんぜん

発行者  
気仙地区危険物安全協会  
大船渡地区消防組合  
消防本部内  
TEL 27-3555

平成29年度危険物安全週間推進標語

あなたなら  
無事故の着地  
決められる!

## 平成28年度気仙地区危険物安全協会定例表彰

去る4月24日(月)防災センターにおいて『気仙地区危険物安全協会定例表彰式』が行われました。  
この表彰は、危険物の取扱管理上の向上を図り危険物に起因する災害防止に努め、特に顕著な功績のあった優良危険物取扱者に対して表彰されるものです。受賞された方々は次のとおりです。

### 《優良危険物取扱者表彰》

- ・美野 清隆 様 太平洋セメント株式会社大船渡工場
- ・古澤 照 様 株式会社まるたけ商店
- ・池原谷 操 様 大船渡市漁業協同組合
- ・新沼真理子 様 丸新石油店
- ・水野 司 様 株式会社岩手環境保全
- ・木村 良治 様 辻ヶ花興産株式会社
- ・箱石 和廣 様 一般社団法人岩手県栽培漁業協会
- ・熊谷 智子 様 水野石油株式会社
- ・高松 和宏 様 株式会社八木又商店
- ・及川 敏秋 様 中村建設株式会社

おめでとうございます。

今後とも危険物事故防止のためご尽力されますようお願い申し上げます。



## 第25回危険物安全推進大会

去る6月7日(水)盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡」において『第25回岩手県危険物安全推進大会』が行われました。この大会は、6月4日(日)から6月10日(土)まで実施された「危険物安全週間」において、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することを目的として開催されるものです。この席上において表彰された方々は次のとおりです。

また、記念講演として大船渡市統括監 佐藤高廣氏が『東日本大震災からの復興への歩み』と題して現在の復興状況や被災地の利活用などプロジェクターを使い説明されました。

### 平成29年度岩手県知事感謝状

《優良危険物関係事業所表彰》 綾里漁業協同組合 様

### 平成29年度岩手県危険物安全協会連合会会長表彰

《協会功労》 水野 公正 様 水野石油株式会社

《優良事業所表彰》 株式会社佐清分店 様

《優良管理者表彰》 佐々木幸男 様 有限会社横澤儀商店

《優良取扱者表彰》 熊谷 強 様 株式会社三重商会

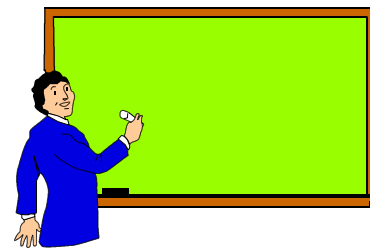
鈴木 秀典 様 太平洋セメント(株)大船渡工場

おめでとうございます。



岩手県知事感謝状「優良危険物関係事業所」  
綾里漁業協同組合 様

## 第2回危険物取扱者試験及び準備講習会



- 危険物取扱者試験日 10月14日(土)《大船渡市》
- 書面申請受付期間 8月21日(月)～8月29日(火)まで
- 電子申請受付期間 8月18日(金)～8月26日(土)まで

### 願書の取りまとめについて

8月28日(月)までに気仙地区危険物安全協会へ持参した分については、一括送付します。  
(会員事業所のみ)

### 『準備講習会』(県協会主催)

#### 1 開催日及び会場

平成29年9月11日(月)、12日(火) 一関市文化センター 小ホール(一関市大手町2-16)  
9月14日(木)、15日(金) 花巻市交流会館 第4研究室(花巻市葛3-183-1)  
9月19日(火)、20日(水) (公財)岩手県高校教育会館 2階小・中会議室  
(盛岡市志家町11-13)

#### 2 時間 9時～12時、13時～16時

#### 3 受講料(テキスト含む)

会員事業所・学生 8,500円

非会員事業所 13,500円

※準備講習会の申込用紙は、気仙地区危険物安全協会にあります。

※テキストをご希望の方は、気仙地区危険物安全協会にて販売いたします。 乙種第4類 1,600円

## 平成29年度危険物保安講習会実施について

平成29年度危険物取扱者保安講習会が平成29年10月18日(水)に大船渡市民文化会館「リアスホール」で実施されます。後日案内書を送付いたしますので次に該当する方の受講申請の手続きをお願いいたします。

### 《講習の種別》

9時30分～12時30分 給油取扱所において危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者を対象。

13時30分～16時30分 上記以外の危険物施設(製造所、貯蔵所又は取扱所)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象。

## 移動タンク貯蔵所安全弁点検実施について

移動タンク貯蔵所安全弁点検を10月にリアスホール駐車場において実施する予定です。

移動タンク貯蔵所は、消防法第14条の3の2により年1回以上点検をし、その結果を点検記録表に記録保存することになっています。

移動タンク設置事業所は是非点検されるようお願いいたします。

※移動タンク設置事業所には、後日案内書を送付いたします。

